

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年6月27日
【会社名】	株式会社ドウシシャ
【英訳名】	DOSHISHA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野村 正幸
【本店の所在の場所】	大阪市中央区東心斎橋1丁目5番5号
【電話番号】	06(6121)5666
【事務連絡者氏名】	常務執行役員（経営企画、人事企画、労務、イタリア事務所担当 役員兼社長室長、経営企画部ダイレクター兼人事企画部ダイレク ター、IR広報担当） 小柳 伸成
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区東心斎橋1丁目5番5号
【電話番号】	06(6121)5666
【事務連絡者氏名】	常務執行役員（経営企画、人事企画、労務、イタリア事務所担当 役員兼社長室長、経営企画部ダイレクター兼人事企画部ダイレク ター、IR広報担当） 小柳 伸成
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資さ れる財産の価額の合計額を合算した金額 3,166,800,000円 (注) 1 本募集は、平成26年6月27日開催の当社定時株主総会 決議及び平成26年6月27日開催の当社取締役会決議に 基づき、ストック・オプション付与を目的として、新 株予約権を発行するものであります。 2 募集金額はストック・オプション付与としての目的で 発行することから無償で発行するものといたします。 また、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行 使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した 金額は、平成26年6月20日（金）現在の株式会社東京 証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 基準として算出した見込み額であります。 3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合 及び新株予約権の被付与者がその権利を喪失した場 合、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使 に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金 額は減少いたします。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	東京本社 （東京都港区高輪2丁目21番46号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年6月27日に近畿財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成26年6月27日に有価証券報告書(第38期 自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)及び臨時報告書を近畿財務局長に提出したことに伴い、当該有価証券報告書及び臨時報告書を参照書類とし、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の差替え)

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、平成26年6月27日に近畿財務局長に提出した有価証券届出書に添付しておりました「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差替えます。

(添付書類の削除)

平成26年3月期 決算短信

【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

（訂正前）

事業年度 第37期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

平成25年6月28日に近畿財務局長に提出。

（訂正後）

事業年度 第38期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

平成26年6月27日に近畿財務局長に提出。

（訂正前）

2【四半期報告書】

第38期第1四半期（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）

平成25年8月12日に近畿財務局長に提出。

第38期第2四半期（自平成25年7月1日 至平成25年9月30日）

平成25年11月12日に近畿財務局長に提出。

第38期第3四半期（自平成25年10月1日 至平成25年12月31日）

平成26年2月12日に近畿財務局長に提出。

（訂正後）

削除

（訂正前）

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年6月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月1日に近畿財務局長に提出。

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年6月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成25年11月6日に近畿財務局長に提出。

（訂正後）

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年6月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月27日に近畿財務局長に提出。

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書に記載されている将来に関する事項及び事業等のリスクについては、本有価証券届出書提出日（平成26年6月27日）現在においても、その判断及び記載事項に変更はありません。

（訂正後）

上記参照書類としての有価証券報告書に記載されている将来に関する事項及び事業等のリスクについては、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成26年6月27日）現在においても、その判断及び記載事項に変更はありません。